

別に定める事項

関係条項	内 容
	建替工事費補助
第4条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 耐震診断結果報告書の写し(簡易耐震診断等) 4 申請者の所得証明書の写し(発行から一ヶ月以内かつ、最新の年度のもの) 5 納税証明書の写し(滞納がないことがわかる書類かつ、発行から一ヶ月以内) 6 住民票の写し(発行から一ヶ月以内) 7 建替工事の見積書 8 除却する住宅が戸建て住宅であることが確認できる書類(平面図及び居室、台所、便所、出入口、外観の写真) 9 申請者が除却する住宅の所有者の二親等以内であることがわかる書類(戸籍謄本等) 10 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が代理申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 11 新築する住宅の建築確認済証の写し又は建築士資格者が住宅概要書「耐震基準適合証明者」欄に記入の上、建築士免許の写しを添付 12 補助金算定書 13 新築する住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネ基準への適合性に関する説明書 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段(同条第4項において読み替える適用する場合を含む。)の規定による届出書 (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書 (4) その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類 14 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
第7条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定通知書の写し 2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書 (2) 前号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類 3 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し 4 新たに建築する住宅の検査済証 5 工事写真(設置前、設置中、設置完了後) 6 補助金算定(精算)書 7 新築住宅の所有者が確認できる書類(建物登記簿謄本等) 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日。</p>
第9条 (請求書)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し(発行から一ヶ月以内)